

個別施設計画

土木総務課No. 19

策定年月日 令和2年2月10日

1 対象施設・施設概要					
施設情報					
施設名称	門沢除雪基地	所管所属名称	北部土木事務所		
公共施設等総合管理方針施設分類					
大分類	公用施設	中分類	防災関係施設	小分類	防災機材倉庫
主要建物概要					
構造	鉄骨造	用途	除雪基地	建築日	H28.3.24
経過年数	3	耐用年数	34	目標使用年数	45年
運営方式	直営(委託)	管理者名称	北部土木事務所	全延床面積(m ²)	1,097.07
所在地	加美郡加美町字門沢間坂3-12				
2 計画期間					
令和2年度から令和11年度までの10年間					
3 点検・診断によって得られた個別施設の状態					
別添「県有建築物保全点検結果報告書」のとおり					
4 当該施設の必要性					
設置根拠規定等	地方自治法第155条第1項、第156条第1項 行政機関設置条例第15条 道路法第2条、第7条ほか		必要性の有無	有	
業務内容	行政組織規則第95条第6項				
必要性の判断理由	加美郡加美町に位置し、道路法第7条に基づく北部土木事務所管内の除雪作業を行うための除雪機械、車両等を格納する施設であり、地域住民が安心して道路を通行するためにも必要性が高い。				
5 施設ごとの今後の対策					
管理に関する基本的な考え方を踏まえた施設の管理方針	除雪作業等の遂行に当たり必要不可欠な施設であり、適正な維持管理が必要なことから、今後も適切な維持管理に努める。 点検・補修結果については、データを蓄積し今後の施設保全に活用する。 また、予防保全の考え方を取り入れ、劣化状況等に応じた周期的な改修等を図るとともに、計画的な修繕・更新を行う。				
施設間・対策間の優先順位の判断内容	令和元年度現在で、耐用年数34年(目標使用年数45年)に対し築3年で比較的新しい。 令和元年6月に実施した県有建築物保全点検結果(準用版)では、「要是正」は無かったが、「要注意」として、建築物外部外壁の柱脚や鉄骨階段に錆が出ていたことから、早めの塗装替えを検討していく。 過去3年間においては、特に修繕実績は無い。今後は、計画的な保全点検を進めながら、適正な維持管理をしていく。				

施設名称: 門沢除雪ステーション

建物棟名称: 除雪機械格納庫

所在地: 加美町字門沢間坂3-12

①用途: 車庫・倉庫・事務用 ②延べ面積: 1,097 m² ③階数: 地上2階

④竣工年度: 平成 28 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 敷地及び地盤	(指摘項目)	判定
	(対策等)	—
2 - 建築物の外部	(指摘項目) 1, 基礎部分に広範囲にクラックがみられます。 2, 柱脚にサビがみられます。	判定
	(対策等) 1, 経過観察の上、必要に応じて補修等を検討してください。 2, 経過観察の上、必要に応じて塗装替えを検討願います。	B
3 - 屋上及び屋根	(指摘項目) 建物東側屋根の破風板に一部ゆがみが見られます。	判定
	(対策等) 経過観察の上、必要に応じて補修等を検討して下さい。	B
4 - 建築物の内部	(指摘項目) 車庫二階部分の床にサビが見られます。	判定
	(対策等) 経過観察の上、必要に応じて補修等を検討してください。	B
5 - 避難施設等	(指摘項目) 階段の踏面部分の全体にサビがみられます。	判定
	(対策等) 経過観察の上、必要に応じて補修等を検討してください。	B
6 - その他	(指摘項目)	判定
	(対策等)	—
特記事項	廊下天井の換気扇カバーがずれている箇所がいくつかみられます。 地震時の落下等の危険性があるため、正しく取り付けることが望まれます。	

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。
A 「指摘なし」: 支障なし B 「要注意」: 経過観察が必要
C 「要計画改修」: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
D 「要是正」: ・危険防止の観点から早急な対策が必要
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和3年6月9日